

岡崎市雨水貯留浸透施設設置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、岡崎市雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱（平成 23 年6月1日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置基準)

第2条 雨水貯留浸透施設の設置、構造及び施工に関しては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）の規定及び下水道雨水浸透技術マニュアル等によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

- (1) 要綱第2条第2号の規定に基づく雨水貯留タンク（以下「貯留タンク」という。）については、雨水貯留用に市販されているものでなければならない。
- (2) 既存浄化槽を雨水貯留施設に転用するために設けるポンプについては、地上固定式とし安易に移動、他事へ流用の出来ない構造としなければならない。
- (3) 貯留タンクの水栓の構造については、貯留タンク付属の蛇口若しくは、同等品とする。
- (4) 次の区域は、雨水浸透施設を設置してはならない区域（設置禁止区域）とする。
 - ア 建築物、隣地境界から 50 c m以内の区域
 - イ 斜面付近は、傾斜度 30° 以上で傾斜地の高さが 2 m以上の土地は、のり尻からの距離が当該傾斜地の高さの 2 倍以内の区域
 - ウ 擁護されたのり面は、のり尻からの距離が高さの 1. 5 倍以内の区域
 - エ 工場跡地又は埋め立て地等で土壤汚染があり、地下水の汚染が予想される区域
 - オ 急傾斜地の区域
- (5) 雨水浸透施設の設置工事を行うに当たって留意すべき事項は、次のとおりとする。
 - ア 土砂等を含むおそれのある地表上の雨水排水又は生活排水（汚水）の流入を避けること。
 - イ 雨水浸透施設へ汚水が逆流しない構造とし、施設から臭気が発生しないこと。
- (6) 雨水貯留浸透施設のオーバーフロー水は、公共用水域へ排水される構造としなければならない。
- (7) 貯留タンクをベランダ等へ設置する場合、設置者は次の事項の確認等を行った上でなければならない。
 - ア 重量によりベランダ等が構造上危険となる場合があるので、建物の構造上問題がなく安全であること。
 - イ 設置場所によっては避難上支障となる場合があるので、災害時等安全に避難することができること。

ウ 分譲マンションの管理組合等に承諾を得る必要がある場合は、承諾を得ること。

(維持管理)

第3条 設置者は、雨水貯留浸透施設の機能を良好に保つため、次により適切な管理を行うとともに、補修を要すると認められた場合は、速やかに適切な措置を講じなければならない。

(1) 雨水貯留施設

ア 梅雨及び台風等の大雨が予測される時は、能力が十分発揮できるよう貯留施設内の雨水を除去するものとし、土砂、ごみ等がたい積しないよう、定期的に点検を行うこと。

イ ポンプ等の定期的な点検を行うこと。

(2) 雨水浸透施設

土砂、ごみ等の流入による目詰まりを起こさないよう、定期的な点検及び清掃を行うこと。

2 設置者は、管理者が必要に応じて実施する雨水貯留浸透施設の維持管理状況調査に協力するものとする。

(補助対象外設備)

第4条 補助金の対象となる設備の構造は次のとおりとする。

(1) 既存浄化槽を雨水貯留施設に転用するために設ける水栓については、1栓のみを補助の対象とする。

(2) 貯留タンクについては、一般的に地上設置式であり貯留タンク一体の蛇口によって給水が可能であるため、ポンプ、配水管、立水栓等については補助の対象としない。ただし地下式構造等のためポンプを使用しなければ貯留水を利用出来ない構造のものについては、申請ごとに協議するものとする。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月8日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。